

白井市特別職報酬等審議会令和5年度第4回会議

1. 開催日時 令和5年12月25日（月）午前10時から正午まで
2. 開催場所 白井市役所東庁舎1階会議室302, 303
3. 出席者 福島会長、中村委員、霞委員、野水委員、平川委員、松本委員、長島委員、米井委員、高橋委員、今委員
4. 事務局 松丸総務部長、齊藤総務課長、本橋副主幹、菅沼主任主事
5. 傍聴者 なし
6. 会議次第 議題1 常勤特別職の給料の改定額について
議題2 答申案について
議題3 その他

○会長

それでは、議事のほうを進行させていただきたいと思えます。

本日の出席委員は全員ということで、10名ということでございます。委員が10分ほど遅れて、お見えになるということでございます。

白井市附属機関条例第6条第2項によって、会議は過半数が出席しなければ開くことができないと規定されておりますけれども、全員ということですので、本日の会議は適正に成立をしているということでございます。

また、本日の会議は公開ということでございます。会議録も作成し、後日ホームページなどで公開するというところでございますので御承知おきください。

また、会議録の作成に当たって、ICレコーダーで音声を録音しておりますので、発言の際は、録音の都合で恐れ入りますが、マイクを使用していただきまして、ICレコーダーに届くように御発言をお願いいたします。

それでは早速、議題のほうに入っていきたいと思えますが、既に皆さんたちのところに郵送で議事次第と、それから資料がございまして、

本日の議事は三つほどありまして、一つは常勤特別職の給料の改定額について。それから議題2が答申案についてと。それから議題3がその他ということでございます。

それでは、事務局から、配付資料について御説明をいただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

○事務局

おはようございます。

資料を確認したいと思います。次第が1枚。それから資料1と2、それぞれ1枚ずつです。両方ともA4両面、全部で3枚が今回お配りしたものになります。

マイクなのですけれども、それぞれの列で1本ずつございまして、発言されるときは

渡してもらいながら、マイク使っていただきます。

それでは資料1、特別職の給料額改定案を御覧ください。この中で案を四つ提案しております。順番に見ていきたいと思えます。

案の1、現行給料額に千葉県人事委員会勧告の率を当てはめた場合と比較します。

こちらは前回の会議でお出しした案と同じものになります。今回、千葉県人事委員会勧告により1.19%の格差があるということで、我々一般職はこの1.19%というのを考慮した改定になっております。

それぞれ市長83万円、副市長69万円、教育長65万円という現行の給料額、こちらに1.19%を足したものが、市長が約84万円、副市長は69万9,000円、教育長は65万8,000円。現在との差額ですが、約1万円、約9,000円、約8,000円上がるというのが、この案の1です。

これは前回お示ししたものと同じです。

次に、案の2、平成28年から改定率を積み上げた場合。平成28年からとした理由ですが、最後に開催された特別職報酬等審議会が平成27年度にありました。平成27年度なのですが、最終的に答申を頂いたのが平成28年になります。

そのときは「改定、上げるのもやむなし」ということで答申を頂いておりましたが、当時の財政状況等を踏まえ、実際の改定は行われませんでした。この年から、もしも改定され続けたらと仮定したのが案の2になります。平成28年から、それぞれ率が、0.23%、0.33%、0.19%というふうに、それぞれの年を全部改定した場合の結果、市長が85万1,000円、副市長が70万7,000円、教育長が66万6,000円。それぞれの差が、市長が約2万1,000円、副市長が約1万7,000円、教育長が約1万6,000円となります。

案の3、平成25年からの積み重ねです。平成25年からとした理由は、率が全てプラス、ずっとプラスになった年というのをさかのぼったものです。市長が86万1,000円、副市長71万6,000円、教育長67万4,000円。差が、市長が3万1,000円、副市長2万6,000円、教育長約2万4,000円という結果になります。

案の4、平成6年からの積み上げです。実際には平成6年から給料額は変わっておりません。前回の会議でのほうから、この数字が出ませんかというようなリクエストもあったかと思うのですが、こちらを全て積み上げたものです。

御覧いただくと分かりますけれども、例えば真ん中よりちょっと上ですね。平成14年、御覧ください。マイナス2.03%とあります。次の年もマイナス1.07%とあります、必ずしも上がっているというわけではないですね。上がった、そのままだったり、下がったというものがそれぞれありますので、これを全て積み上げた数字です。

そうしますと、市長が86万9,000円、副市長72万2,000円、教育長68万円。差が市長3万9,000円、副市長3万2,000円、教育長約3万円という結果です。

下のほうを御覧ください。

この案1から案4を全て集約したのものになります。月額比較、これは単純に結果の部分

だけを見比べております。金額のことだけで言いますと、案の1が一番差が小さく、案の4が一番大きいという結果になります。

次に年額比較ということで、下のほうに掛け算をしたものがあります。

給料額ですので、まず12カ月分。そして、期末手当が2回あります。この期末手当は報酬額に対して何月という計算をするのですが、特別職の場合は給料額に役職加算ということで15%加算されております。そして4.4月分で、この表は計算されておりますが、12月の議会で条例も改正されまして、4.5月分になりました。4.4月と4.5月なので、金額としては余り変わらないかと思いますが、実際のこれからは4.5月になりますが、この表は4.4月で計算したものと御理解ください。

月額が、案の1が一番小さくて、案の4が一番大きいですので、当然のことながら、それは一緒ですけれども、年額としての差を御覧いただけます。

今回案1から案4まで案を提示しましたが、これまでの会議の中で出た案、皆さんからのリクエストを基に計算したものです。

これを基に実際の額をどうするかというのを考えていただきたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

今、この改定案の説明ということで、資料1の説明がございました。前回の会議で「報酬額を上げましょう」というところは、皆様方の御意見の一致をみたところであります。

ところが「幾ら上げたらいいいのか」というところは、少し時間を置いて考えましょうということで、前回上げるというところまでで話が終わったところであります。

改めまして特別職の給料額の改定につきまして、前回の議論も踏まえて、事務局から案を四つ示していただいたというところであります。

まず、この議論をする前に、この資料について御質問等があれば御質問頂いて、それを質問の後に改めて御意見を伺いたいと思います。

まず、資料について御質問のある委員の方いらっしゃいましたら、御質問をお願いいたします。

、お願いします。

○委員

この案に関してなのですけれども、このとき、平成28年の給料の協議のときに、給料を上げることはやむなしというふうに判断した。ただ当時、財政が難しかったから駄目というふうに判断したと思うのですけれども、給料を上げるというのをよしとしたというのは、それは、この案4でいうところの平成6年から平成27年に値上がりとなってきた。この分相当額を上げることをよしとした。そういうことなのではないでしょうか。

○事務局

お答えいたします。

平成28年2月に答申をされた内容ですけれども、今おっしゃったとおり、平成6年から改定されていないということ。それから社会情勢等を考慮して、引き上げることはやむを得ないということが、当時の報酬審議会からの答申でございました。

以上です。

○委員

それは、平成6年から平成27年分の増減額を上げるのはやむなしと考えた、ということですか。

○事務局

そのときは、人事院勧告とか、そういった数値のお話ではなくて、あくまでも「給料自体を上げることはやむなし」ということで、人事院勧告等は基本的には一般職の職員に対するの答申内容になりますので、常勤特別職には必ず影響されるものではございません。報酬審議会そのものの答申についても、決してそういった一般職の引上げ等に引きずられるものではなくて、あくまでも執行部に対して、上げることはやむを得ないということの答申であったということでございます。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

○会長

それでは、委員、お願いします。

○委員

すごく瑣末な話ですけれども、ラウンドするときに切上げしていますが、これは何かルールに基づくものでしょうか。

○事務局

特にルールを設けているわけではありませんが、考え方として端数を切り捨てるのではなくて、今回も全て切上げで数字を示させていただいているということでございます。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これは人事院勧告が出たときの率というのは、どの年も全部、一般職の給料は上がっているという理解でいいでしょうか。

○事務局

はい。一般職に関しては、答申に人事院勧告、それから千葉県の人会勧告に基づいて増減をしております。

○会長

ありがとうございます。ということでございますが、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この案で、四つの案が今示されておりますけれども、必ずしもこの四つの案にとらわれることなく御意見を頂ければと思います。

ただ、一つの考え方として、この四つの案というものが大いに参考になるだろうということで作っていただいているということで、繰返しになりますけれども、案1は千葉県の人事委員会で示された案でございます、これは1年分ということでございますので、これからのということでもあります。

それから案2は、前回の審議会の後からのということでもあります。

案3が、これが、増率が始まったのが平成25年ということでございまして、細かくは案4のところを見れば、お分かりになるというところでもあります。

それから案4は、この給料が全然変わっていなかったところからの積上げということでございます。ですので、前市長のときは上がっていないということですかね。現在の市長は令和元年からということですので、その前からずっと上がっていなかったということでございます。

これを参考にして、下が比較ということでもありますので、こちらのほうを参考にしながら御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

案1から案4の中で、説明ができる、筋が通っていると思えるものは、案1と案4だなと思っています。案1に関しては、今年の千葉県人事委員会勧告が出した率、これに当てはめましたといたら、あんまり誰も怒らないと思いますし、案4に関しても、これまで上げていなかった分を全部反映させようと思いました。というのは、それなりに筋が通っている気がします。

一方で、案3というのは、もう上がったときからの率を適用しましたというのは、何となく文句を言いたいところからすれば、文句を言いやすいターゲットになるので難しい案だなと。

案2に関しては、案4を包含している気がしていて、先ほど質問しましたけれども、この案2の審議の中では、上げること、金額は定めていないけれども、上げることはやむなしというふうに判断しているということは、何となくですけれども、案4の平成6年から平成28年までの上げる分をよしとしたというようにも見えるので、それに加えて、この平成28年から令和5年分の改定を加えるというのが案になるべき姿と考えると、案2は案4に包含されるものなので、何となく案1か案4かなという選択肢かなというふうに思っています。これは説明としてはしやすい、説明というか、市民の方に説明するに当たって納得しやすい説明かなというふうに感じて、どちらかがいいかなと思っています。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

今、案1か案4かということですが。

○事務局

一つよろしいでしょうか。

○会長

どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局

先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、今回、案1から4ということを出していますが、人事院勧告、それから千葉県人事委員会勧告というのは、一般職に対する勧告ということになっております。常勤特別職というのは一般職ではありませんので、この勧告自体は当てはまらない対象になっております。

案という形になっていますが、参考として当てはめると、こういう数字になるということで御理解をいただいた上で、御議論をしていただけるとありがたいです。

以上です。

○会長

委員、どうぞ。

○委員

多分、何もすすがるものなく、数字を上げるというのは難しいので、一般職に合わせて考えましたというところで筋を通しやすいと考えています。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。

一般職の場合は「生活給」という考え方で、民間との均衡の原則というのが、これ地方自治法上言われておりますので、それに応じて人事院勧告で給料を上げていくという、そういうことになっております。

特別職の場合は、その考え方によらないということなのですが、といっても、参考にはするということですので、そういうことで「一つの考え方」として資料が示されているということですのであります。

ただ、先ほど事務局から説明あったように、あくまでも人事院勧告は、これは一般職を対象としておりますので、それにこだわることはないという御説明があったところです。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、委員、お願いいたします。

○委員

説明という前提でいくと、私としては、案1か案2という形になるかなと考えております。

「やむを得ない」ということがあるにしても、前回の審議会としては、結論としては上げないということになっておりますので、その審議会自体は、私は適正だと考えておりますので、その後のものを考えてということになれば、案2までは十分説明としてはできるかなとは思いますが、それよりも前というところになると、説明として、なぜ前回は最終的には上げないという形になっていながら、過去までさかのぼってというところの説明まで入れなければいけないかなと思いますので、説明自体が少し難しいかなと考えております。

そういう意味では、私、今の考え方としては案1、もしくは案2というところが、説明を含めて議論しやすいのかなと考えているところでございます。

以上です。

○会長

一つは、案1のところは一致したように思いますけれども、案2というのも、これも前回審議会の後の結論から、最終的には上げなかったということになっているので、その後から、この審議会の議論が始まっていると考えるのも一つの手、一つの考え方ということで示されたということでございます。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ、委員。

○委員

私が気にするのは、「幾ら上がったか」ということかと思うのですね。「率」というよりも。例えば案2だと2万円ぐらいですね。案4だと4万円ぐらいということになるので、2万円上がったということを受け止める市民がどう考えるか。あるいは、4万円上がったということを市民の方がどう考えるかというインパクトを考えると、4万円というのは手厚く、5%近い増加率になってしまうので、市民感情考えると2万円ぐらいが妥当かなということ、案2ぐらいがいいのかなと。

金額も、さっき端数の話言いましたけれども、85万円ぐらいで、2万円ぐらい増加で落ち着くのじゃないかなというふうに今ざっくり思っております。

以上です。

○会長

それでは、お願いいたします。

○委員

その市民感情ということから言えば、この年間を見たときに、案4は66万円「えっ」という感じがするのです。金額のところだけを見れば。第2案も35万円も市民的感情から言えば、「今、物価が上がって、市民も年金とかも下がる一方で、全然上がってこないのに、

何で」と感じがしなくもないです。私は1案がいいかなと思っています。

以上です。

○会長

今、市民感情の話がお二人から出ましたけれども。

それでは、委員からお願いいたします。

○委員

私も、委員のおっしゃるとおり、税金を払っている市民がこれだけの物価高に苦しんでいる現状においては、最低必要限度でいいと思っております。民間企業は今、賃上げとかいろいろやっておりますが、人事院勧告対象の民間企業との均衡ということは考える必要はないと。むしろ市の財政状態、それから現経済下の市民感情、これを重視するのが市長の報酬額アップだと思います。そういう意味では、必要限度の月1万円ですか。これで年額17万円、これが市民感情をそれほど逆なでしない改定案かと。

長年上げていなかった。それから横の他市とのバランス等々を考えて、現在の経済情勢から最低必要限度の案1の1万円アップが妥当かなと。また、財政状態がよくなったら、今後また審議会を開けばいいのです。私はそう思います。

○会長

お三方とも、市民感情への配慮ということでございまして、案1が妥当なのではないかという御意見で一致しているようにお聞きしました。

ほかいかがでしょうか。

委員、お願いします。

○委員

私はそういう意味では、思い切って案4ぐらいで示していったほうがいいのではないかなと感じております。前回は述べましたように、白井市長の給料が、近隣の市長に比べてどうも安いという感じがしております。

そしてまた、確かに財政的にもいいということではない。ただ、これは積極的に取り組んで収入を増やすという面も委員会等に出ていて感じます。そういう意味では、収入も増える方向について、ぜひ取り組んでほしいし、また無駄な経費は抑えていく。これはもう変わらないことだと思います。

ただ、給料を今上げていこうじゃないかという中で、そういう意味からすると、案4ぐらいが本当は、私は5万円ぐらい上げた方がいいんじゃないかなというふうに思っております。議員さんも上げてということになりましたし。そういう中からすると、隣の印西市、これ地方調整費みたいな名前がついていて、それまでを含めて鎌ヶ谷は幾らでしたっけ。鎌ヶ谷市長は、龍ヶ崎市長は90万円、印西がその調整費に入れると約90万円、印西も89万2,000円ですか、今。

我々は、その83万円という中で、こここのところを誇りを持って、行政とともに財政の再

建を図るということ、一つ荷物を背負ってもらいたいなど。もし皆さん方から、これを上げるのはいかがかというのだと、市民感情的には厳しい中を給料を上げていくのだから、こういった面では頑張ろうよと、頑張ってくれよということも含めて、案4ぐらいの形で進めたらいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○会長

委員、どうぞ。

○委員

私も委員と一緒にです。できる限り上げてあげたい。この白井を背負って立っていただくためにも、市民感情云々は、それこそ責任を持って行政に取り組んでいただくという面からしても、ぐっとここは上げていただいて頑張っていたらいいと私はそう思っております。

○会長

委員、どうぞ。

○委員

私も委員とか委員と同じ意見で。私も、この案の4。議員報酬のときも5万円、結局上げましたよね。それからすると、確かに市民感情でいくと第1案がいいのかなと思いますけれども、それよりも、今の副市長なんかも、白井市内じゃなくて遠くから来ていただいて、ましては通勤手当が出ていなかったと。私は出ていたかなと思うので、その辺考えると、いい人材をこちらのほうに発揮してもらうにも、案4が妥当じゃないかなと私は思います。

○会長

今の御意見を整理していくと、一つは、市民感情に配慮すべきなのではないかということが、まず一つ目の御意見でございました。そうすると、案1というのが一番かなというところですよ。

もう一つは、案4でございませうけれども、こちらのほうは給料を上げるというのは、市民感情というよりは、これからの分権時代において、とりわけこの首長か特別職の職責が重くなってきて、これから白井も財政上必ずしもいい状況ではないわけで、これから厳しくなるからこそ、それなりの人材が必要であるという。ですから、それなりの給料を払わなければ、そういう人が確保しにくいという、そういう御意見と理解をいたしました。

両方とも妥当性があると思いますが、いかがでしょうかね。どう考えるかということだと思っております。今回いきなりだと厳しいので、市民感情に配慮すべきなのか。それとも現在の動向とか、今後、白井がより厳しくなる前に、それなりの人を確保するための給料というのを示しておいたほうがいいのじゃないかという二つあると思っておりますけれども、いかがでしょうかね。

委員、ありますか。

○委員

教えていただきたいのですが、案2は、平成27年の会議で上がることが決まったものの、実際の財政状況を鑑みて上がらなかったということではないですか。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

当時、期末手当と給料について答申を頂いていまして、期末手当のほうは職員に合わせるように上げましたが、そのときは給料までは上げてはいないと。それは財政状況もありますけれども、まずは期末手当を上げて、給料はまた考えていこうということだったと思いますが、結果的には、その後、期末手当、給料については全く上げていなかったということ。

ただ、期末手当については、昨年、職員に合わせるように0.5月分上げまして、さらにこの12月で0.1か月分追加をして、現在は4.5月になっているということでございます。

○委員

そうすると、例えば、これがもう一度上がるということではなくって、権利が残っているというわけではないということでしょうか。

○事務局

その都度、答申を受けまして、市として、市長が上げる、上げないという選択というか判断をいたしますので、今回についても、答申を受けて、改めてそこで決断をするということになります。

○委員

そうすると今回、例えば案1にするか、案4にするかという形で4になったとしても、もし財政が難しければ、多分そうなるとは限らないと。

○事務局

そこでのまた判断が一つ出てくるかと思えます。

○委員

分かりました。

○事務局

皆さんのお気持ちというか、意向は、我々も十分聞いておりますので、そこも全て踏まえた上で判断をしていくことになるかと思えます。

○委員

はい、ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。

今、御質問がありまして、お答えがありましたように、あくまでも審議会としては、答申を示すということでございまして、最終的には議会で条例を制定するというので、条例主義ということが取られておりますので、そこで判断をされるということなのです。

審議会の答申は、尊重はされるとは思いますが、そのときの政治状況とか様々なものが考慮されて、実際に給料が上がるかどうかというのは決定されるということですから、ただ、答申の意見はそれなりに尊重されますので、そこをどう判断されるかということだと思います。

ということで、少し考え方をどういうふうに示すかということですが、案1、案4というところがかなりで、案3については余り御意見が出てこなかったようですので、案2については前回審議会があったということですので、案2も少し、一つの考慮すべきなのかなという感じに受け止めましたけれども、どうでしょうか。

○会長

どうぞ、委員、お願いします。

○委員

前回のときは財政状況も含めてということの議論になっていると、当然ですが、財政がよくなっているということがあると、大幅に上げることに對しての抵抗はないかなと思うのですけれども。但し、今まで説明を聞いている中で、財政が劇的によくなったということは説明上は感じられておりませんので、1か4かということ、もしどちらかということであれば、それで私、1か2かというお話をしたのですが、そういう意味では、案1のほうが妥当ではないかなと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

案1ということになります。

案2は財政上、それほど今のところ好転をしているわけではないということですが、平成28年度、恐らく今と違って、世の中の動向は、消費者物価指数が多分上がっていない中で、今と違うので、仮に財政が好転していなくても、そのところも配慮することになると、案2もあろうかと思いますが、ただ、先ほど委員が言ったように、そのところを外すと、案1ということということですかね。

委員、どうぞ。

○委員

財政規模の話になっていきますけれども、増加額を見ると、例えば案2であっても、3者合計しても100万円ぐらいですよ。案4でも200万円ぐらいなので、100万円、200万円で財政がよくなったか、悪くなったかという財政規模ではないのだと思いますので。そこは、それほどインパクトは現実にはないのかなというふうに考えますので、先ほど来申し上げ

ているように、幾ら上がったかということをも市民がどう捉えるかということが要素として大きいのかなというふうに思いますし。さっき委員がおっしゃったように、少しずつ上げていくみたいなイメージで、またこういう委員会を設けてもいいし、二、三年で見直してもよろしいかと思うので、そういった形でロングスパンで見ただけならばというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○会長

今、御意見頂いたのは、今まで上げていなかったところを上げて、そこを一つの論点とするよりは、少しずつ現在の社会状況を見ながら上げていったほうが市民感情としても理解が得られるということですが、どうでしょうか。

どうぞ。

○委員

市民感情という話になってくると、何となくみんながそう思っているという感じで、根拠が薄い感じがして。「私の周り、みんなが言っている」というと、本当にみんな言っているのかなと。よく考えると「ほぼみんな」というのは、必ずしも実態がある人間ではなくて、その方の周りの人だけであったり、もしくは個人だけが考えていることの可能性もあって、それでもって今の市民感情というのはちょっと難しいなと思っているのです。市民感情の話と将来のためという二つの軸になっているのですけれども、なかなかどっちも、つかみどころとして難しい話ではあるのですけれども。

私の感覚で言うと、60万円払うということは、市長のやっていることから考えたら、払い過ぎだろうという感じは全然しないし、むしろ上げていただいたほうがいいのじゃないかというふうに思っているぐらいなので。だから、本当にみんながそう思っているかというのは、ちょっと違うじゃないのかと、まず思います。

あと、将来性に関しても、批判的なことを、僕は肯定的に考えますけれども、給料を上げたからといって、いい人が来て、本当によくなるかは分からないという議論はあると思います。

ただ、ちゃんとここの行政は、市長を大事にして、あるべき給料に上げていこうという姿勢をしていると、いい人を採るために頑張っているのだということを示すと、やらないよりは、いい人が集まる可能性があるし、ちゃんといい人が来てくれたほうが市として絶対いい。

良い例か分からないけれども、過去にも市長になろうとした方がいて、いろいろ騒動を起こしたこともありましたが、ちょっと風変わりな方が何かやろうとして市長になっちゃったら、多分大変なことになる可能性が。

だから、ちゃんとした人、今の笠井さんみたいな人がちゃんとなって、笠井さんの次の人もちゃんとした人になってというふうになっていかないと、多分、白井のためにならないと思うし、そのためにもちゃんとやりたいなど。二つの話があるから、どっちも全然違

う軸の話だから、なかなか難しいですけども、それぞれに対して私はそう思っているという感じです。お願いします。

○会長

ほか、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

です。

市民感情というお話なのですけれども、逆に、「給料をここまで上げたのだ」と、「それだけの仕事をしているしね」と、そういうふうな感情というのは出てこないですかね。何か悪いことをしている人みたいで、給料をいっぱいもらっていると申し訳ないのかな。何でそうなっちゃうのかなというお話にはならないですかね。誰もみんな、そうは思わないですか。それだけの対価で仕事をするというところで頑張っていたといていうところをみんな理解してあげるといふか、理解していただくというところで話を持っていきたいですけれども。

どうしても市民感情だと、「政治をつかさどる人たちは、みんな悪いことをしている人たちで、お金を持っていっちゃっているのじゃないか」「税金を奪っちゃっているのじゃないか」みたいな、そのようなイメージで今、話を聞いていたのですけれども。もっと本当に給料をたくさんもらっているのだから、市民の目もそれだけ厳しくなるということは分かります。もうちょっと大らかな目で見えてあげていったほうがいいのじゃないかなとは思いますが、どうでしょうか。

ここで案が1から4まで、取りあえず出ているのですけれども、どれでも理屈は通ると思ふのですよね。上げたところで、下がるということは一切書いていないので、我々も上げるというところで一致しているところなので、今できるだけ上げるところで私も応援したいと思いますけれども。すいません。まとまらないのでよろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。

どうぞ、。

○委員

委員の意見にかぶせますけれども、議会の給料を上げるときも、同じことを言ったのですけれども。議会の人に渡す給料というのは、別に無駄金を渡しているわけじゃないと。あくまでも白井をよくするための投資的な金額で渡しているものであって、それが妥当であつたら、渡すのは妥当なのだと。

だから、市長さんに対しても、給料に見合う働きをやっていただけるといふ意味で、ちゃんとお金を渡したいという意味では、私はちゃんと思ふし、中には思っている方もいらっしゃると思ふています。なので、市民感情としては、皆さんが否定的なのではない

かなと思っています。

以上です。

○会長

委員、どうぞ。

○委員

実際、議員の方のときもありましたね。あの場合は、トータルの枠組みは抑えようということで条件付き。一つ目は議員定数を減らしていただいて、その中で1人当たり増やして、その中でいい議論を進めていただきたいということがあったかと思います。今回の場合は上がる。ただ、トータルの金額は増えてしまう。だけれども、今、行政に期待する、また、行政の方とともに、この白井市を引っ張っていく、そういう市長並びに副市長、教育長と大変、今、重要なポジションだなというふうに感じております。

行政の先頭に立っていく市長ではないのかなと。そういうような大きな期待感を、この給料の上げるということにも込めて、こういう形で答申していったらいいのではないかなというふうに私は感じておりますので、ぜひその辺等を踏まえて、具体的な話ではないですが、進めていったらいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○会長

市民感情という、あんまり上がるのは好ましくないのだという捉え方と、市民感情としても、いい人が来てほしいという市民感情もあるということなので、市民の方が積極的に御発言をいただきましたので、その辺のところをどう考えるかということです。

それで、市長の給料という、現市長の給料が上がるのだというような理解ではなく、確かにまだ在職中は上がるわけですがけれども、その後ですよ。ですから、現市長が上げたことによって、議会で審議をしますので、そのときに上げたことに対しての市民からの批判というのものもあるのかもしれませんが、それは上げることは悪くなかったのだということで、新たな人が来る可能性もあるということですので、その部分を少し考慮に入れる必要があるかなと。

つまり、議員の場合は、基本的に選挙のときに住所要件がついていまして、3か月以上、その市内に住んでいないと被選挙権がないと。ところが、市長の場合、首長の場合は、その住所要件が公職選挙法上ないので。つまり、内外から人が自由に立候補できるということになっているので。

要するに法律の立てつけとしては、優秀な人が来て立候補してもいいよということで、たまたま今、市内の人が立候補しているということですが、今後どうなるか分かりませんよね。といっても、外から人は来ないかもしれません。そこは分かりませんが、その辺も考えてということでもあります。

ただ一方で、先ほどから出ているように、余り上げ過ぎるのもどうだというような御意

見もあるというのも確かですので、そこのところをもう少し、今、何となく、案1でなくてもいいのじゃないかというような御意見もありますし、慎重にいくのであれば、案1で、数年後に上げるというのも一つの手かと思えますけれども、いかがでしょうかね。

委員、どうぞ。

○委員

実際、今回と前回と、市長の立候補者って1人しかいなかったのですよ。無投票で市長さんになられているというところがあって、給料上げれば外から来るかという話なのですけれども、それはどうなのでしょう。「ちょっと」と思ってしまうところがあって、2回とも対立候補がない、なかったわけなので、どうなのだろうなと思っているところがあります。お給料を上げれば来るかもしれませんし、市内で誰かが立候補するというのもあるのかもしれませんが、それが給料だけの問題なのかということを考えています。

以上です。

○会長

それは、どうか分からないですね。上げれば来るというものでないかもしれませんし、上げないから来ないのかもしれないですし、ずっと上がっていないので。要するに市内の人か、あるいは、お金に余裕がある人しか立候補できない構造になっているのか、そこは何ともいえないところですね。

委員、どうぞ。

○委員

理解したのは、案4の場合であっても、段階的に案4で言っているような給料水準に上げていくという意見があるということですかね。その案をやるときに、いつも心配になっちゃうことは、このときの情勢うんちゃらかんちゃらとあって、また反対する余地が増えちゃったと。また反対されて、それがぼしゃって、また白井の市長は給料上がらなかったみたいになりかねない。段階的にやるということは、安全にやっている感じはするのですけれども、結果として何も変わらず、また一緒でしたみたいな形になりかねない気がしていて、なかなか難しいのだけれども。

かつ、どう上げるかと、今回みたいに毎年、毎年、この人事勧告からの率が出てきていて、それとの整合性を考えて、どう上げるのか、この辺の調整が難しくなってくるような気もして。なかなかやり方として難しいかなと思っています。なので、難しいというだけになってしまうのですけれども、段階的というやり方は、やりにくいかなというのが私の感じです。

以上です。

○会長

というと、今の意見では案4ということですか。

○委員

案4の場合であっても、案1の場合であってもそうですけれども、段階的に目指している給料に上げていくというのは難しいだろうという意見です。

○会長

なるほど。

委員、どうぞ。

○委員

案1が妥当かどうか分からないのですけれども、案4を採用するという、こちらの方向で決まると、一度前回の審議会では基本給は上がらない、ほかの手当で調整したというふうになっているので、また今後、平成6年からさかのぼった資料を採用して、これを基に額を決めるということも何となく不思議な気がするのですけれども。今、案1の額については、これがいかがいかは分からないので、財政状況というのはわからないのですし、案の4を採用するというのは、よく理解できない。

○会長

そこまでさかのぼるのは、どうかということですよ。

○委員

はい。一度なくなったのであれば、それを参考資料とか根拠にして額を決めるというのは、すっきりしないかなと思うのですけれども。

○会長

案4は、額を大幅に上げる根拠としては、平成6年度から上がっていないということなので、一つありますけれども。

一方で、前回の審議会以降の状況を見ると、前回の審議会では議論されているところから見ると、そのところは理屈として上げるという根拠になるけれども、これもまさに市民感情としてはどうなのかということの御意見というふうに承りました。

どうですかね。ほか、別のもし視点があれば。

どうぞ。

○委員

案4に関して理解しようとする、まず案2のとき、平成27年からのときに議論としては、給料を上げるということに関しては、一旦、それは世の中の情勢からしたら、あるべきだろうという考えになったと。

しかし、このときの主に財政と言っていますけれども、いろいろな事情から、給料を上げるということを見送りましたよとなつたに過ぎず、完全に上げることを放棄した、もう絶対上げませんといったわけじゃない。過去にさかのぼって上げることに對して、否定したというのじゃないはず。

なので、そこから考えたときに、完全に否定したわけじゃない。平成6年から平成28年も考えて、給料をもう一回見直しましょうといったのが案4の内容になるかなと私は理解

しています。根拠的にはそういう感じですが。

以上です。

○会長

今、論点を整理して書いていただいておりますけれども、財政状況のところは、年収ベースで100万円から200万円のアップですので、これはそれほど財政状況には影響を与えないということですので、上げても上げなくても、それほど変わらないと言うと語弊があるかもしれませんが、それほど大きな問題ではないということです。

そうすると、審議会として、どう考えて上げるのか。それとも、上げ幅をどれぐらいにするのかというところを考えればいいということです。責任はかなり重い責任で、これからさらに重くなるというところもあると。

ですので、それに応じた給料と、それから人材確保という面ですよね。人材確保、市内外から、より優秀な人をとらえるということですので、このところはどうかかなというところなんです。近隣で外部の人が立候補するときに、より可能性があるところで立候補するということになろうかと思っておりますので、そういう面では、ある程度給料というのは一つの参考になるのかもしれませんが、そこは何ともいえませんが、一つの考え方です。

ただ、かなり今のところ、千葉県内では給料が低いというところですので、どこまで上げるかというところですが、どうですかね。

何となく案1と案4が出てきて、それで案4だと高過ぎるという御意見と、ちょっとずつ積み上げるのだったら、案1のほうがいいのじゃないかというところかと思っております。年額にすると、案1が17万円、案4が66万円ということです。

先ほど、から出たのは、案4だとひよっとすると、余り高いと、これは潰れちゃう可能性もあるというのも示されましたか。

○委員

私が誤解したかも。案4の意見の中に、いきなり3万円まで上げることはやり過ぎだから、段階的に3万円上げていくというふうにやったほうがいいのじゃないかという意見があったように解釈したのですけれども。それ全然出ていないのだったら、無視していただいて。

○会長

そうすると、案4がいいということですか。

○委員

私は、案4がいいと思います。

○会長

案4がいい。

委員、どうぞ。

○委員

自分の立場をはっきりさせておきたいのですけれども、私は、その人事院勧告の率というのは、この三役には対象外だということがありますので、それに依拠するのではなく、増加額とか増加率で考えたいというふうに思いまして、さっきの冒頭の発言になったのですけれども。結論的には案2に近い。例えば市長だったら85万円が適切なのかなと。2万円アップですね。というふうに考えております。

結果的には2に近いのですけれども、2万円ぐらいの増加であれば、市民感情の話になりますけれども、それだったら妥当だねと。必ずネガティブなこと言う人いますからね。皆さん、非常にポジティブな御意見が非常に多いのですけれども、「ええ、そんなに上がるの」という人、必ず出てくるとは思うので、そこのバランスを考慮して、2万円ぐらいの増加なら納得いただけるのかなというふうに考えます。

先程段階的に引き上げていくという案を言われたと思うのですけれども、今日は今日で、今回、今年この委員会でベストな答申を出し、あと二、三年たったときにまた見直しということになれば、そのときにまたベストで答申を出していただければいいのかなというふうに考えております。決して最初から段階的な引き上げ案ということでは考えていないということですのでよろしくお願いします。

○会長

委員から今、御意見頂いて、案1と案4の折衷案的な御意見、額だというふうに理解をいたしました。

市民感情に配慮し、かつ現在の消費者物価指数の上昇等を考慮すると、額で言えば案2ぐらいが妥当なのじゃないか。そうすると、実質上、議会等でも提案しやすいし、また市民の方のそれぐらいならというようなことに落ち着くのではないかということですかね。

ということで、どうでしょうか。案2という、前回の審議会以降ですね。大体それが2万1,000円ということですので、そことの同じように、そこにも配慮したような御発言だと思いますが、どうでしょうか。案2と、案2の額に合わせていくというところで。

○委員

先ほど、案1と4だったら、1という話はしたのですが、1と2ということで考えると、先ほどもお話ししましたが、前回の審議会の後ですね。そこについてを考慮して、最終的に決めたということであれば、十分説明ができるのではないかということと。さらに、以前資料で頂いたときに類似団体の比較があったのですけれども、この案2になると、実は埼玉県蓮田市を市長と教育長は上回るという形になって、通勤手当を今回入れますということは意見の一致をしておりますので、それを入れると副市長のものも非常に近い形になるので、類似団体との比較のところでも、順位が上がるということが実現できます。これが適切かどうか分かりませんが、金額も上がって、順位比較のところでも上がってということになるので、1と2ということで、もし聞かれるのであれば、私は2のほうが適切ではないかなと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員

こういう審議会ですから、どこかである程度答申を出さねば、これ昼飯が食べられないということになってしまうということで、委員長のほうで二つぐらいに絞ろうということであれば、2ということなのでしょうが。

私は前回も言いましたが、隣の印西や鎌ヶ谷に負けないまちづくり、このところ少し評判のいい賞みたいなの何かあったけれども。出して、住みやすい何とかと。そういう意味じゃ、隣のまちに比べてやって、比べてほしいなど。

それで、給料も出すけれども頑張ってくれよということ。前も言ったけれども、会社だって、社長が低いから、みんな我慢してねというのじゃ元気出ないでしょう、社員だって。俺も取るけれども、おまえたちも頑張ってくれよというような、言葉悪いですけども、おまえたちというね。みんなでよくしていこうよという中で、議員さんも上げて、親身な形で頑張ってくれるという中で、5万円という中で、市長も先ほど来の主に4万円でしょうかね。案4というのは。そのぐらいでは上げていっても、まだまだ印西や鎌ヶ谷より低いわけですよ。そういう意味では、あのとき合併しなかったのは、どうもじり貧だねみたいな言葉を発したくないですよ。

我々中央じゃなくて、辺境の地になってしまっ、あのまま行っちゃ。そうじゃないのだと。我々、ここ独立的にやってきて、小さいながらも光るような市に、まちづくりをするのだという、そういう元気な人たちがこれからの市政を担ってほしいし、それなりの、それこそ100万円出すぞと、その代わり頑張ってくれよという人を出したっていいのだらうというふうに思うのですよね、市長なんかは。

だから、そういう意味からすると、今こういう給料も上げていこうという国の方針の中でも、それはある程度上げていっていきべきじゃないかというふうに思っています。

ただ、この会議の中で、意見をある程度まとめていくということであるならば、1よりは、理由としても2を推しておかないといけないかなというふうに思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

非常に、この白井の将来を見据えた御意見だったと、前向きな御意見だったというふうに理解をいたしました。まさにそういうメッセージが、この審議会の議事録に残るということで、それがまた新たな、市民がそれを読んだときに、そういう意見があったというのは非常に重要だと思いますので、今頂いた意見は非常に重要だと思います。

ただ、今御意見を頂きまして、この案の2ということが一つ、方向性としては皆さんの御意見の一致をみた。そこだったらいいのじゃないかというふうに御意見として承りましたので、案の2で、これは市民感情と、それから将来を見越して、案の2ということで皆さんの御意見の一致をみたというふうなことで答申を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員、お願いします。

○委員

私は先ほど案の1と言ったのですが、市長の案2についてやることも、やぶさかではないというふうに思っております。

それで、副市長、教育長は、通勤手当が出るということであれば、こういうことはできないのですか。市長は案2で、副市長、教育長は案1のほうでいくと。もしこれができないのであれば、全員が案2でいくことについては、やぶさかではありません。

○会長

これは事務局から何かありますか。

○事務局

案1、2、3、4というのは、繰返しになりますが、あくまでも人事院勧告の割合を掛けて、参考として出した数字ということになりますので、具体的に金額を指定していただけるのであれば、特に案1、案2のから取ってきたということではなくて、この金額が妥当ではないかということに答申頂けるのであれば、それはそれで、執行部としては受け入れられるものではないかなと考えております。

○会長

ということで、できないわけではないということですが、通常市長の、特別職ですので、市長の給料が上がると、副市長、教育長も同じように上がるというのがよくある通例のように思います。

ただ、理屈としては不可能ではないということです。ですので、副市長が今、たまたま千葉県庁から来ていますので、そういう意味では、そういう定め方もあろうかと思いますが、市長が今度、副市長をどこかでヘッドハンティングしてくるときに、給料が、そんなに変わらないのですけれども、低いというのがどう映るかということですので、同じように上げておくのか。あるいは副市長と教育長は、それほど上げないのかというところですが。

じゃあ、市長については案2ということは、これはもう同意を得たということで、副市長と教育長について、いかがでしょうか。ここのところ、から案1でもいいのじゃないかというような御意見もありましたけれども。

どうぞ。

○委員

市長は100としたら、副市長は83なのですよ。比率的に。教育長は78なのですよ。私の案でいくと、その比率が崩れると。しかし、市長は4段階の案が出て、2番目を取ると。それで副市長、教育長は案1だけれども、実費相当、今まで支給されなかった通勤手当が出ると。それで有額回答に報いると。そういう私の案なのですが。

それは、市長は市民、住民から選ばれている存在であると。それから、活動実態が広報等によって可視化できていると。残念ながら、副市長、教育長は、あなたたちは選ぶ対象ではないと。そういう違いもあるので、この辺の報酬の差というのは、自ずとあっても決しておかしくないのじゃないかというのが、私の考えです。

○会長

というお考えですけれども、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

通勤手当の件なのですけれども、これ各市町村を見ると、出しているところと出していないところとあるわけですよ。市長も副市長も教育長も。それで、通勤手当を出すよということであれば、市長だって実際にきちんとした分かる形であれば、市長もこういう機会に、今の市長は通勤手当を出すことになったとしても、要らないのか、要るのか分かりませんが。

そういう意味では、この機会に通勤手当を出すよと、必要なことについては。そういうふうと一緒に改定しておいたほうがいいのではないかなと。市長だけは、今後遠くから来たって、通勤手当を出さないなんていうのじゃなくて、この機会に一度に、他の市町村でそういう市町村が多いぐらいなのですね、これ。千葉県の中で。そうだとしたら、変えておいたらいいのではないかと思います。

○会長

どうぞ、事務局。

○事務局

今の御意見に関してなのですけれども、常勤特別職全員対象として答申を頂いた場合、改正する内容としては、全員対象にはなるような改正になるかと思います。

ただ、市長については、基本的には公用車を使って通勤をしていると、そのまま公務に行かれているという例がございますので、結果的には、公用車を使っているときには対象外になろうかと思います。

ですので、市内でも市外でも、直接通勤があるという場合には、通勤手当は条例上対象となっている自治体がほぼほとんどでございます。

○会長

ということで、常勤職の特別職については、通勤手当を出すということで。

ただ、市長は公用車がついていますので、公用車を使っている限りは費用が生じていな

いので、実質上は出ない可能性があるということです。

委員、どうぞ。

○委員

市長の通勤手当って、別に市長も副市長も教育長も、全員、今後渡しましょうというふうに決めたのかなと思ったというのと。

あと、ほかに市長であっても、今、笠井市長は近くだから、車で来られていますと。でも、もし都内から来るという場合には、さすがに車で来られないのですけれども、遠い人が市長になった場合にも、ちゃんと通勤手当を払えるように、白井としては、市長に対して通勤手当を払いますということをやんとここで決めておきたいなというのが私の気持ちです。

以上です。

○会長

特別職の常勤について、これは第3回会議で出すということだったのですかね。そういうふうに私も理解をしましてけれども。

○事務局

第3回の会議で委員の皆さんの内容としては、出すというような形が望ましいということで、事務局としては捉えております。この後の議題ですが、答申の中身であります、それを受けて、案としてはそういったものを記入をさせていただいております。

以上です。

○会長

ということでございます。

そうしましたら、あと問題は、副市長と教育長の上げ幅ですけれども、こちらのほうはいかがでしょうか。今、案1でもいいのじゃないかということですが、同じように案2で上げていくということでもいいのじゃないかということもあろうかと思いますが、こちらのほうはどう考えるでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

私は、副市長と教育長は市民から選ばれた人間ではないというところで、市長との差はあるにせよ、この二人は市長の両腕となり、市長は頭で、副市長、教育長はその頭を体現するための手足となって実現していく一心同体みたいな人だと思っています。

だから、そういう方々は、給料額をちょっと違う観点でつけるというのは、それはそれで分かりにくいなと思っていて。市長、この3人で市政を回していくというのであれば、同様に上げていくというのが分かりやすいかなという気はしています。かつ、こういう差ができちゃうと、今後も、その差をつけるという慣例ができちゃって、ずっと差ができちゃうような気がして。副市長、教育長って、先ほど言ったように人間って頭があって

も、行動できる範囲って結構限られているので、手足となる人間がいい人でないと、それはそれで市にとってよくないので、その観点からもちゃんと、今、妥当なところ、同じ感覚で上げていくというのが、筋が通って分かりやすいなという気はしています。

以上です。

○会長

そうすると、案。

○委員

案2の。

○会長

2ですね。

○委員

はい。

○会長

委員、どうぞ。

○委員

前回出ていたのですけれども、副市長と教育長の働きというか、役割というのですか。その辺が見えてこないという意見があったのですけれども。副市長とかすごく、ほかのことにも結構関わっていて、そのときも、市長が出られないときは副市長が必ず出ていただいて、最後まで審議していただいたり会議していただいたりしまして。教育長のほうは、福祉教育のほうも私、社協のほうでいろいろな企画をしています。それには必ず出ていただいているし、中には、校長として小中、サマースクールとか、そういうのもあるのですけれども、そういうのは校長としてやっていただきましたり、いろいろなところで本当に多方面で頑張っていたいただいているのです。

だから、私はそういう関わりがとっても、副市長も教育長もたくさんあるので、その辺も前回、本当にどうかなと思ったのですけれども、時間の関係あったりして言えなかったのですけれども、社会福祉協議会と関わっていただいている福祉のほうの子供に対しての教育とか、いろいろな多方面で本当に頑張っていたいただいています。

だから、それは市民の方の見えていないところもあるかなと思うのですけれども、小中高と学校に行っていらっしゃる、高校も県立の白井高校ですけれども、そこに行っていらっしゃるお子さんを持っていらっしゃる御両親が、皆さん分かっていると思います。

そういう面ですごく頑張っていたいただいているので、確かに選挙とかそういうのじゃないから、見えてこない部分もありますけれども、社会福祉協議会としては、本当にお二人のほうには協力していただいています。もちろん市長も一緒になってやっていただいていますけれども、その補佐として、すごく頑張っていたいただいている。本当に社会福祉協議会で

は感謝しております。

○会長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

今、案2ということで、同じように上げるという御意見がありましたけれども、特によろしいでしょうか。

委員から、まさにその市民感情といいますか、副市長と教育長について今までとは違った、市長もそうですけれども、通勤手当が出ますので、その分も上がるということで、その分がプラスになるので、市民感情としては額が上がるように見えるので、案1でもいいのじゃないかという御意見でしたけれども、これは、まさに市民感情を代表した御意見として、この議事録に残すことが重要だと思います。

ただ今後、これも通勤手当というのが出ていなかったということ自体、多分、市民の方、御存じなかったと思います。経費的な要素があって、これは当然、会社員の方なら、えっ、通勤手当出ていなかったのというのはびっくりされるころかなと思いますので。

ただ、そっちにも配慮した発言でしたので、それは議事録に残していただきまして、審議会としては、そこも審議をしたと。ただ横並びで上げているのじゃないということを残していただければと思います。

ということで、案2ということで、同じように審議をした結果、同じように上げるということでもよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

ということで、この案2にある額を前提に審議会のほうの答申を出させていただきたいと思います。

それでは、議題2の審議会の答申の案ですけれども、それでは事務局から説明頂けますでしょうか。

○事務局

資料の2、案を御覧ください。

今、議題1で皆さんの答申案としていただいたものを反映して、お話いたします。

現在ある案は、このままの文章で出すということではなくて、あくまでもそれはたたき台だということで御覧ください。

今日、皆さんに審議いただきたいのは内容ですね。こういう内容を盛り込んでいる、数字は間違っていないかというのを話し合っていて、答申本番の言いまわしなどは、これからまた詰めるところであります。

上部、常勤特別職の給料等の額について、こちらは定型文ですので、文章については、これでよろしいかと思います。

「1、常勤特別職の給料の額について、以下のとおり改定する。」

「市長、85万1,000円、副市長、70万7,000円、教育長、66万6,000円」と答申したいと思っています。

「なお、常勤特別職の通勤手当については、一般職と同様に支給することが妥当と考える。」

この後の意見のほうでも述べますが、一文、ここで書かせていただこうと思いました。理由は、前回の会議の中でも、通勤手当は「支給することが妥当だと思います」という意見がありまして、本日、先ほど皆さんの認識一致したところでございますので、一文として付け加えました。

続けていきます。2番、答申に当たっての意見。読みます。

「地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で、常勤特別職の担う役割や責任がますます重くなっていることは十分認識するものであるが、本市における常勤特別職の給料額は、平成6年から据置き現在に至っている。近隣自治体や類似団体との比較、民間企業の状況、物価高騰等世の中の動向、特別職の職務内容、一般職の給料等の推移、優秀な人材の確保の観点から、給料額を上げることは、委員各位の総意である。改定額については様々な意見があった中で、一般職を対象とした人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の推移、市の財政状況、」そこに■■■と書いていますが、例えば今日、皆さんから頂いたホワイトボードに書いてあるような意見ですね。その内容、その中のどの意見を入れるか入れないかというのは、この後、議論いただければと思います。「■■■を考慮した結果、市長の給料額83万円を85万1,000円に、副市長の給料額69万円を70万7,000円に、教育長の給料額65万円を66万6,000円に改定することが妥当と考えた。」

なお、通勤手当については諮問事項に含まれないものであるが、会議で議論を進める中で、手当が支給されていないという事実が分かった。この手当は経費的な意味合いが強く県内自治体の半数以上、全国でも7割から8割の都道府県で支給されていることを踏まえ、一般職と同様に手当を支給することが妥当であると考えた。」

1番と2番、二つだけになっておりますが、通勤手当については諮問事項ではございませんので、1番の給料額の中でプラスアルファというようなイメージで書かせていただいておりますが、内容については、しっかりと妥当であるというふうにうたわれています。

今、案の中で「■■■」というのがありましたので、そこに何を入れるかという点と、この案の中に既に盛り込まれている事項の中で、これは要らないとか、もっとこうしたほうが良いというのがあれば、意見として頂ければと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それでは、議論の中で答申に当たっての意見というところが中心になると思いますが、今までの御意見も踏まえて、この答申の中に反映されているかどうか。あるいは、余計な

のじゃないかというところも含めて、御指摘を頂ければと思います。

いかがでしょうか。

皆様方の御意見をお聞きしていると、「優秀な人材の確保の観点から」というところなのですが、このところで議論が一つあったのは、「市内外からの」ということかと思えます。必ずしも市内の優秀な人じゃなくて、幅広く優秀な人を、人材を確保するという観点と。

それから、一番の下のところに「市の財政状況」というのありますけれども、その市の財政状況がそれほどよくないということにも配慮しているのだけれども、もう一方で、だからこそ、先行き厳しい中で、市のこれからの判断や、その実行力がある人を探りたいと。まさに財政状況が悪い、先行きが分からない中で、より優秀な人を探りたいということは、そのメッセージは、先ほど委員からも、その辺のところはかなり言われていたので、そのところは、文言として入れておいたほうがよろしいかなと、もおっしゃられていましたけれども。そのところは強いメッセージとして入れておくと、「給料額を上げる」ことへの説明がつくかと思えますので、必ずしも悪いというのは「悪いからこそ必要なのだ」「人材が必要なのだ」というメッセージは入れておいたほうが良いと思いました。

ほか、いかがでしょうか。もしこれは入れておくべきだというメッセージがあれば。

大体入っていますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

「■■■」と書いてある、ここに関しては、会長がおっしゃられたとおりの意見に賛成です。

ちょっと思っているのは、なお書きのところ、通勤手当の話を書いていて、これに加えて、もし書けるのだったら、「定期的な昇給」。今回みたいに千葉県人事委員会勧告の率を当てはめて、市長、副市長、教育長を見直すというのも定期的にやっていくということを書いて、同様の観点から、優秀な人材を何々から確保するとか、市長を市の将来のためにどうこうとか、そういう観点から「定期的に見直すことが大事だと考えます」的なことをなお書きで加えていたらなと思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

今頂いた御意見は、必ずしも人事院勧告に限らず、要するに取り巻く社会状況に応じて。

○委員

そうですね。

○会長

見直すことが必要であるということぐらいでいいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

どうぞ、委員。

○委員

これ久しぶりに改定、アップするので、どこかに「住民とか市民に理解を求められるように説明努力が必要である」というか、あるいは「将来の財政状況の改善に努力する」とか、何らかのそういう市民の受け止めるに当たって、そういう視点も忘れていませんよという何らかの表現を入れるのがいいのではないかというの、私思いました。

○会長

そうですね。これは入れておいたほうがいいですね。「説明責任を十分果たしてください」というようなことを。議会でただ審議をするというだけじゃなくて、説明責任を十分果たすように配慮するということは書いてもいいかなと私も思いました。

とりわけ改定が久しぶりですので、何で、このずっと今まで上げていなかったのが上げるのだというところは、説明責任を十分に果たすというのは必要に重要なことかと思いません。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、細かい文章や字面とかいろいろなことにつきましては、事務局と私のほうでもう少し詰めまして、それを皆様方のほうに。

○事務局

議論としては、今日でおしまい。皆さん、ちょうど全員お集まりいただきましたので、全員で結論を出したということで、お集まりいただいて会議をするのは今日が最後としたいと思います。

そして、今、会長おっしゃいましたけれども、今出た意見等を方向性に沿って、答申の文章案を改めて考えて、会長と調整をします。調整後の案を皆さんに電子メールで見えていただいて、最後会長から市長に答申を頂く。そして、任期満了でこの報酬等審議会は終わりとしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（複数）

異議なし。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員（複数）

はい。

○会長

それでは、そのような方向性で進めさせていただきたいと思えます。

それでは次、議題の3ですが、その他、事務局からお願いいたします。

○事務局

2年間ですね。ありがとうございました。本日をもって、審議終わりにしたいと思いません。

○事務局

長い時間、御協議ありがとうございました。

特に、今年は三役、常勤特別職の報酬に関してということで、上げたい、下げたいとかという意向がなく、妥当性について議論をいただきたいということで、非常に難しい議論になったと思いますが、皆様、それぞれのお立場で幅広い御意見を頂いたものと我々も捉えております。今日、無事方向性を決めていただいたということで、今後答申を頂くわけですけれども、特に最後に頂きました市民への説明責任、それから定期的な諮問を報酬審議会に対して諮問をして、見直していくことの必要性といったところで、我々も十分その辺を受け止めまして、今後、事務を進めていきたいと思えます。

本当にどうもありがとうございました。

○委員

いつもいろいろな委員会でもそうですけれども、このときに傍聴者がアンケート的に書いてくれているのですけれども、あれ、いつも匿名、名前塗り消されているのですけれども、匿名にしたい人は匿名にさせて、名前公表したい人は公表させたらいいのじゃないかと思って。

この前も、★★★さんしかいらっしやらなかったから、明らかに★★★さんだと思うのですけれども、せっかくいいこと書いているのに、匿名にする必要ないのじゃないかと。名前書きたい人は公表したらいいと。

匿名にしたい人は匿名にしたらいいというふうにしたらいいと思うのですけれども、どうでしょう。あれを見て、私も、議会とかどういう活動をしているかというのが分かってくるし、考え方が分かるので、ぜひあれを匿名にしたい人は匿名にしておけばいいと、公表したい人は公表するというふうな、委員会全体を通じてやったらどうかと思えました。前の行政何とか委員会もそうでした。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

御意見として。

○事務局

この辺については、運用の面になりますので、そこは我々持ち帰って、お話をさせていただければと思います。

ただ、傍聴者の意見については、特に公表はしておりませんので、あくまでも頂いた意

見を委員さんの中で共有をしているということになります。そこは審議会全体の考え方の面もございますので、事務局のほうでも検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○会長

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、白井市特別職報酬等審議会ですけれども、今年度4回にわたる審議をさせていただきまして、前年度は議会の審議をさせていただき、議員の給料について審議をさせていただきまして、非常に審議の内容が濃いものになりまして、いろいろな視点から御意見頂きまして、ただ単に一致をみたというわけではなく、そこには決定には至らなかったですけれども、様々な市民感覚の御意見もたくさん頂きましたし、また審議会に参加していただきました学識経験者の先生方からも、公の視点から御意見を頂いたということで、非常に厚みのある審議会になったと思っております。皆様方の非常に緻密な御議論のおかげでいい審議会になったと思っておりますし、感謝申し上げる次第でございます。

本当に今回、第4回になりましたけれども、御協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げまして、本日の会議ですね。今回の今年度の審議会を閉会とさせていただきたいと思えます。

また、これから答申が出ますので、答申の案につきまして御意見を頂くことになろうかと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、どうもお疲れさまでした。